

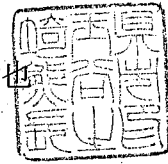
熊谷市公告第261号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により熊谷都市計画を変更するため、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定に基づき次のとおり公告し、当該都市計画の変更の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の変更の案については、縦覧期間満了までに、熊谷市に意見書を提出することができる。

令和8年9月24日

熊谷市長 小林 哲也



- 1 都市計画の種類及び名称
別表のとおり
- 2 都市計画を変更する土地の区域
 - ア 追加する土地の区域
なし
 - イ 削除する土地の区域
別表のとおり
- 3 都市計画の案の縦覧場所
都市整備部都市計画課（大里庁舎2階）
情報公開コーナー（本庁舎7階）
- 4 縦覧期間
令和8年9月24日（木）から令和8年10月8日（木）まで

別表

種類及び名称	都市計画を変更する土地の区域
	削除する土地の区域
熊谷都市計画 第 2 7 号生産緑地地区	熊谷市石原の一部
熊谷都市計画 第 2 8 号生産緑地地区	熊谷市石原の一部